

深谷市公営企業告示第10号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、深谷市環境水道部下水道工務課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月28日

深谷市下水道事業

深谷市長 小島



- 1 供用を開始すべき年月日
令和5年4月1日
- 2 下水を排除すべき区域
深谷市普濟寺地内の一部、深谷市東方地内の一部、
深谷市小前田地内の一部、深谷市畠山地内の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
2に示された区域内の下水道管渠
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理が開始される当該公共下水道及び流域下水道の終末
処理場の位置及び名称
深谷市上敷免2番地 深谷市浄化センター
深谷市岡1番地1 深谷市岡部浄化センター
深谷市菅沼984番地 荒川上流水循環センター
- 6 縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所 深谷市環境水道部下水道工務課
(2) 縦覧期間

令和5年3月29日から4月10日まで（深谷市の休日を定める条例（平成18年深谷市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）

午前8時30分から午後5時15分まで